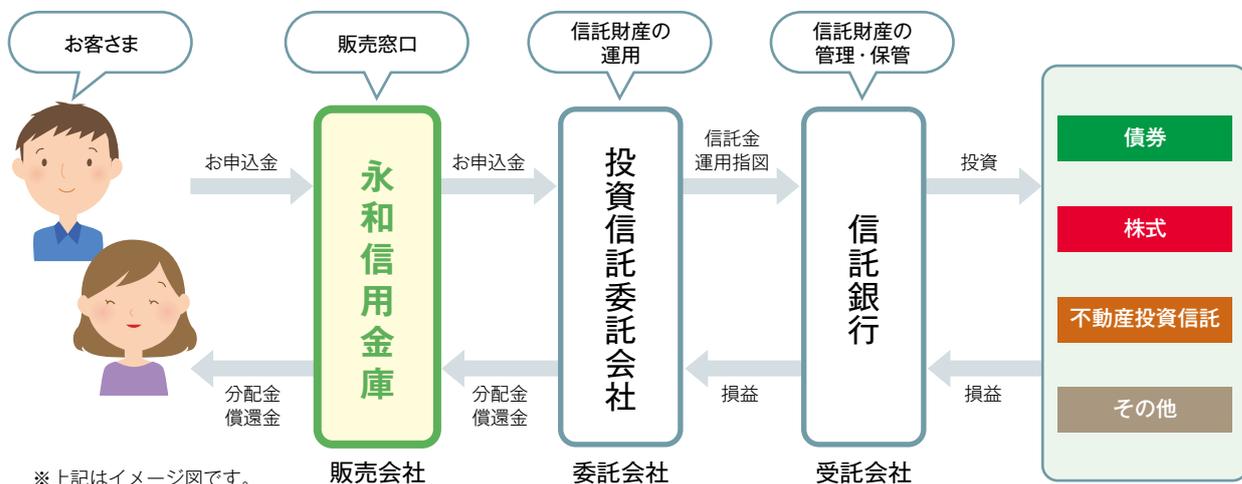


投資信託とは

投資信託とは、投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に投資し運用する商品のことです。その運用効果(マイナスになることもあります)が、投資家それぞれの投資額に応じて分配されるしくみです。



投資信託の主なメリット

POINT
1

少額資金からはじめられます。

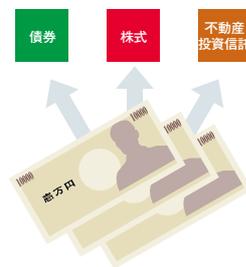
株式や債券等の個別銘柄を購入する場合、ある程度まとまった資金が必要です。しかし投資信託は、多くのお客さまから集めたお金をひとつにまとめて運用し、少額(多くが1万円)から購入できますので、少ない資金で投資することができます。



POINT
2

分散投資でリスクを軽減できます。

投資信託の特徴は分散投資です。様々な株式や債券等に少しずつ投資することで、投資対象の特定銘柄に万一のことがあったとしても、大きな損失を受けないようにしています。投資対象の種類や組み合わせもさまざまなものがあり、日本の株式だけでなく外国株式・国内債券・外国債券・不動産投資信託や、多くの投資対象を組み込んだ投資信託もあります。



POINT
3

資産運用のプロがお客さまに代わって運用します。

投資信託には、投資対象や売買のタイミングを見極める専門的知識が必要とされます。運用の専門家がお客さまに代わって、高度な市場分析により投資対象や売買のタイミング等を見極めながら株式や債券等に投資をしています。



投資信託と預金との違い

	投資信託	円預金
元本保証について	元本の保証はありません。 投資している株式や債券等の値動きや為替の変動等によって投資元本を割り込むことがあります。	預金保険制度の範囲内で元本は保証されます。
預金保険制度の適用	預金保険の対象となりません。	預金保険の対象となります。
分配金と利息について	分配金は、各ファンドの分配方針をもとに投資信託委託会社が決定しており、基準価額や運用状況等に応じて分配金の水準は適宜見直されます。 このため、分配金が増減することや、支払われない場合もあります。	利息は、満期日に、あらかじめ決められた利率に基づいて受け取れます。
手数料・費用	購入時・解約時に手数料や費用が必要なものがあります。また、保有期間中には、運用管理費用（信託報酬）等が信託財産より差し引かれます。	手数料・費用はかかりません。

また、お客さまが投資信託を購入した金融機関に万一のことがあった場合でも、投資信託財産に影響はありません。

金融機関では*分別管理が徹底されていますので、たとえお買付いただいた金融機関の経営が破綻したとしても、他の金融機関へ預け替えることができます。

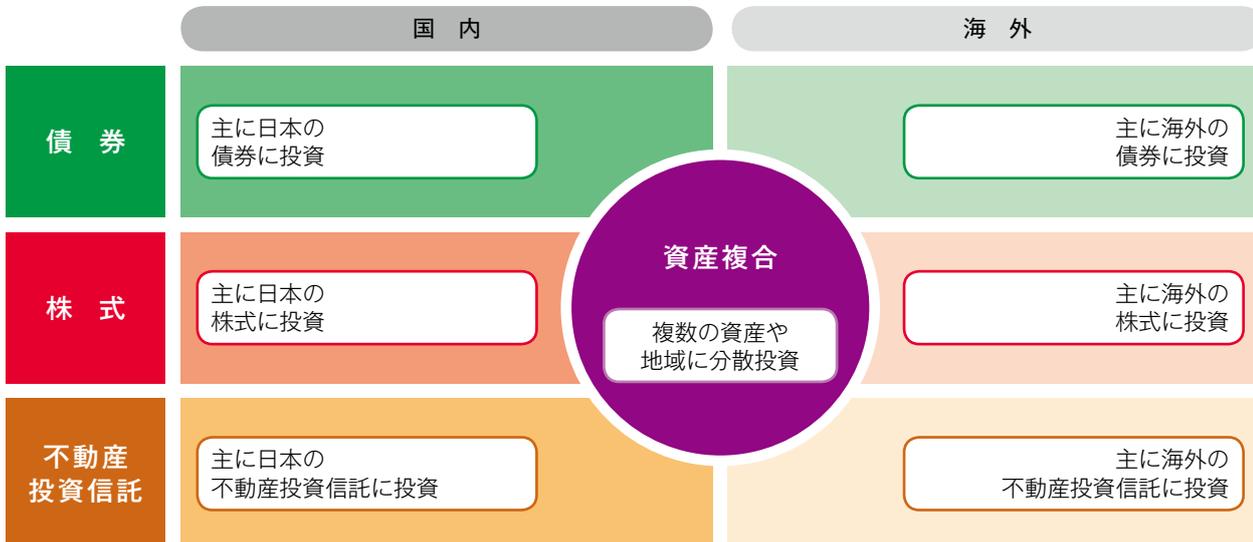
***分別管理**

金融機関は金融機関自身の資産とお客さまからお預りした資産を別々に管理することが、法令で定められています。



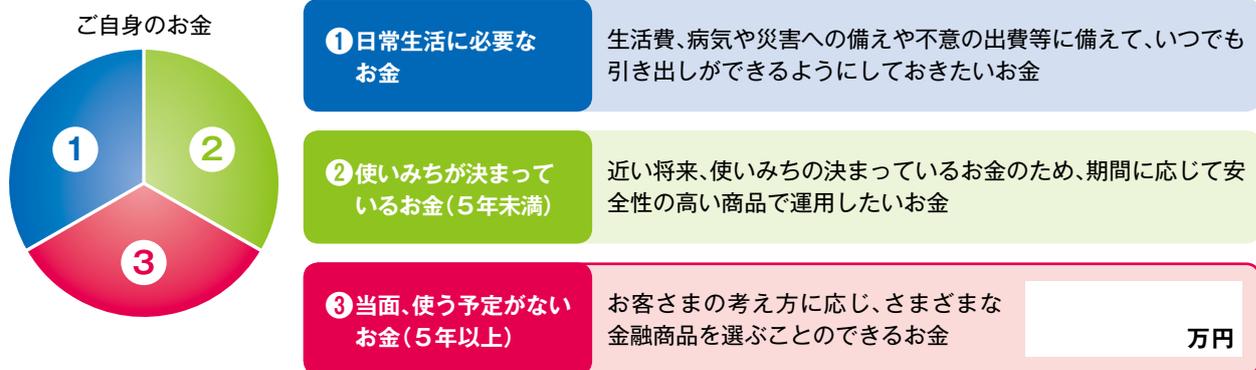
投資対象の種類について確認しましょう。

投資信託は株式や債券等の投資対象や地域によって以下のように分類することができます。「海外に投資をしたい」「株式を中心に投資をしたい」等自分の投資スタンスを決め、それに合った投資信託を選ぶとよいでしょう。



お金を3つに色分けしましょう。

運用をはじめの前にまずは、お手持ちの資金を使いみち別に色分けしましょう。それぞれ色分けすることで、それぞれのお金をどれくらいの期間で運用するのが計画することができます。その中で「当面、使う予定がないお金」こそ、将来のために「育てておくべきお金」なのです。



! 万一、急にお金が必要になった場合のことを考え、そのときに使えるお金もいづらか別に準備しておく、さらに安心です。

ここを運用に!

投資の目的に合った商品を確認しましょう。

投資信託にはリスクの小さい商品から大きい商品まで、さまざまな商品があります。投資の目的によって運用に対するリスク許容度も変わります。投資で重要なのは、お客さまのニーズやリスクにあった投資信託を選ぶことです。

リスク	投資の考え方(投資目的)		投資対象
	お客さまのニーズ	リスク許容度	
—	元本割れは避けたい	—	定期預金等、個人向け国債 (投資信託での運用は向いていません)
↑ 小	リスクは小さく安定性を重視したい 安定性重視	リスク 小 / リターン 小 *元本割れのリスクも許容	国内債券
中	リスクがあっても収益性や値上がり益を重視したい 収益性重視	リスク 中 / リターン 中 *相応の元本割れのリスクも許容	内外債券 資産複合
↓ 大 経験者向き	リスクが大きくても値上がり益を重視したい 積極性重視	リスク 大 / リターン 大 *元本割れとなるリスクが大きくても許容	海外債券 海外株式 国内株式 国内不動産投資信託

※リスクの大小は一般的な傾向であり、実際に投資した場合と異なる場合があります。

※上記の分類は、当金庫が分類したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

投資信託のリスクとは?

「リスク」とは一般的に「危険」という意味ですが、投資の世界では、価格が上下に変動する「振れ幅」の大きさをいいます。一般的に大きなリターンを期待するほどその分「リスク」も大きくなり、「リスク」を抑えようとすると「リターン」も小さくなるという関係があります。

投資信託の購入方法を確認しましょう。

投資信託のお申込みには以下の2つの方法があります。ご自身のライフスタイルに合った購入方法を選びましょう。

一時払い

一括で購入するタイプです。

こんな方に
オススメ

- まとまったお金を運用したい方
- タイミングを見て購入したい方

定時定額(自動積立サービス)

毎月一定額を預金口座から引き落とし、指定された銘柄の購入を自動的に行うサービスです。

こんな方に
オススメ

- 将来のお金の資産形成としてコツコツ投資したい方
- 時間分散により購入単価の平準化を図りたい方
(ドル・コスト平均法)

→P.17

決算回数(分配方針)について確認しましょう。

投資信託には「**分配方針**」が定められており、ファンドによって決算回数が異なります。

- 毎月決算を行う「毎月分配型」や年1回決算を行う「資産成長型」等があります。
 - 分配金は各ファンドの分配方針によって投資信託委託会社が決定します。
- ※分配金については、P.18「投資信託の収益分配金に関するご説明」を参照ください。



分配金受取コースと分配金再投資コースについて確認しましょう。

投資信託には、分配金を受け取るタイプと再投資するタイプがあります。

分配金受取コース

決算期に支払われる分配金を、都度、受け取ります。
(分配金がないこともあります)

分配金再投資コース

決算期に支払われる分配金を、同一ファンドに再投資します。
※NISAでは、分配金の再投資は新たな投資とみなされ、非課税投資枠を使用したこととなります。

決算回数と分配金について確認しましょう。

決算回数	毎月分配型(毎月決算型)		資産成長型(年1回・2回決算型)	
	分配金受取コース	分配金再投資コース	分配金受取コース	分配金再投資コース
ふやす目的 (資産形成ニーズ)	△	○ ※1	△	◎ ※1
使う目的 (受け取りニーズ)	○ ※2	△	△	△

【NISA口座の場合の留意点】

- ※1. 分配金の再投資は、新たな投資とみなされ、非課税投資枠を使用したこととなります。
- ※2. 分配金には、(計算期間中に発生した)収益から分配される「普通分配金」と投資元本から分配される「元本払戻金(特別分配金)」があります。
「元本払戻金」はもとと課税の対象外であるためNISA制度上のメリットを享受できません。*ファンドの収益と分配金のバランス等が重要となります。

リスクの種類を確認しましょう。

「リスク」の要因は、その投資対象によってあらかじめ決まってきます。そのため、これらを事前に知っておくことで、その投資信託の値動きをイメージすることができます。投資信託には主に以下のようなリスクがあります。

価

価格変動リスク

投資信託が組み入れている株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、企業の業績、市場の需給等によって変動します。組み入れている株式等の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。

変動要因	基準価額
価格上昇	上昇
価格下落	下落

金

金利変動リスク

金利の状況は絶えず変動しています。債券も償還前に売却される場合は金利変動の影響を受けます。概して残存期間が長い債券ほど金利変動の影響を受けます。一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下がり、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

変動要因	基準価額
金利低下	上昇
金利上昇	下落

信

信用リスク

組み入れた有価証券等の発行体にかかる信用リスクです。発行体の経営・財務状況やそれらの外部評価等により、利息や元本が支払われる可能性が高いことを「リスクが低い」、逆に支払われる可能性が低いことを「リスクが高い」といいます。一般的に、債務不履行が生じた場合または予想される場合には当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

変動要因	基準価額
リスクの低減	上昇
リスクの上昇	下落

為

為替変動リスク

円と外国通貨の交換レートは常に変動しています。外国の株式や債券等で運用する投資信託は基本的に為替リスクが伴います。外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該現地通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベース評価額が減価し、ファンドの基準価額および分配金に影響を与える要因となります。為替ヘッジをしていないファンドは、為替レートの変動が資産価値に影響します。

変動要因	基準価額
円安	上昇
円高	下落

流

流動性リスク

有価証券等を買戻す際、取引市場に十分な需要や供給がない場合等、需給動向により希望する価格等で売戻できなくなるリスクをいいます。一般的に、投資する有価証券等の流動性が損なわれた場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。

変動要因	基準価額
リスクの低減	上昇
リスクの上昇	下落

カ

カントリーリスク

投資対象国において、政治や経済、社会環境等の変化等により市場に混乱が生じた場合や市場を取巻く制度変更等により予想外にファンドの基準価額が下落したり、運用方針通りの運用が困難となることがあります。これをカントリーリスクといいます。一般的に新興国は先進国に比べてカントリーリスクが高いとされています。

変動要因	基準価額
非常事態発生	下落

「卵はひとつのカゴに盛るな」

これは資産運用に関することわざの1つです。

全ての卵を1つのカゴに盛っていた場合、そのカゴを落とせば全ての卵が割れてしまいますが、いくつかのカゴに分けて卵を盛っていれば、カゴの1つを落としても全ての卵を割ってしまうことは避けられる、という教えです。つまり、資産運用で大切なのは、「投資先や投資時期等を分散させること」なのです。



リスクを小さくするためのポイント

POINT 1

資産の分散

資金を1つの金融資産にまとめて投資せず、さまざまな種類に分散し投資すればリスク分散され、安定度は増します。

POINT 2

長期保有

市場は、短期間でみると一時的要因で大きく変動することがありますが、長期間でみると、この変動リスクが小さくなる傾向があります。

POINT 3

時間の分散

一度に全額を投資するのではなく、何回かに分けて投資したり、毎月一定額を積み立てる等の方法で購入時期を分散させることによって、リスクを小さくすることができます。（ドル・コスト平均法）

非課税口座を理解する

永和信用金庫でNISAはじめませんか？

(少額投資非課税制度)

一般NISA(少額投資非課税制度)とは投資信託や上場株式等のための非課税制度のことをいいます。NISAの制度を活用することにより、最大600万円までの投資から得られる値上がり益や配当・分配金がそれぞれ投資をはじめた年から最長5年間非課税となります。

一般NISAの5つのポイント

POINT 1 株式投資信託の**値上がり益・普通分配金**が非課税

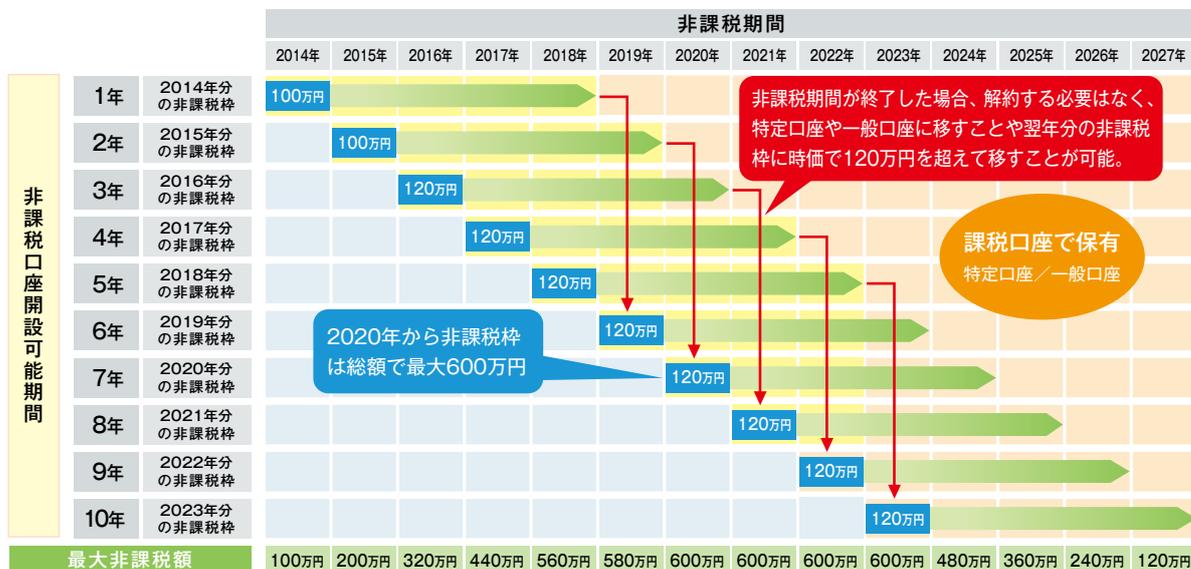
POINT 2 口座開設できるのは、日本に住む**満20歳以上**の方

POINT 3 2016年から2023年まで、**毎年120万円**の非課税投資枠

POINT 4 それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間**の非課税期間

POINT 5 非課税投資枠は**最大600万円**

- 【制度概要】
- ▶ 毎年120万円を上限に10年間投資が可能です。
 - ▶ 一般NISA口座を開設する金融機関は1年ごとに変更可能です。



- ※非課税口座内では、他の口座との損益通算はできません。
- ※各年の非課税投資枠は、その年にしか使うことができません。
- ※途中売却は可能ですが、売却した分の枠を再利用することはできません。

一般NISAでは、お客様の希望にあわせて、**投資金額**を決めることができます。



- ※各年120万円の非課税投資の枠は、その年にしか使うことができません。
- ※他の口座との損益通算はできません。
- ※図はイメージです。

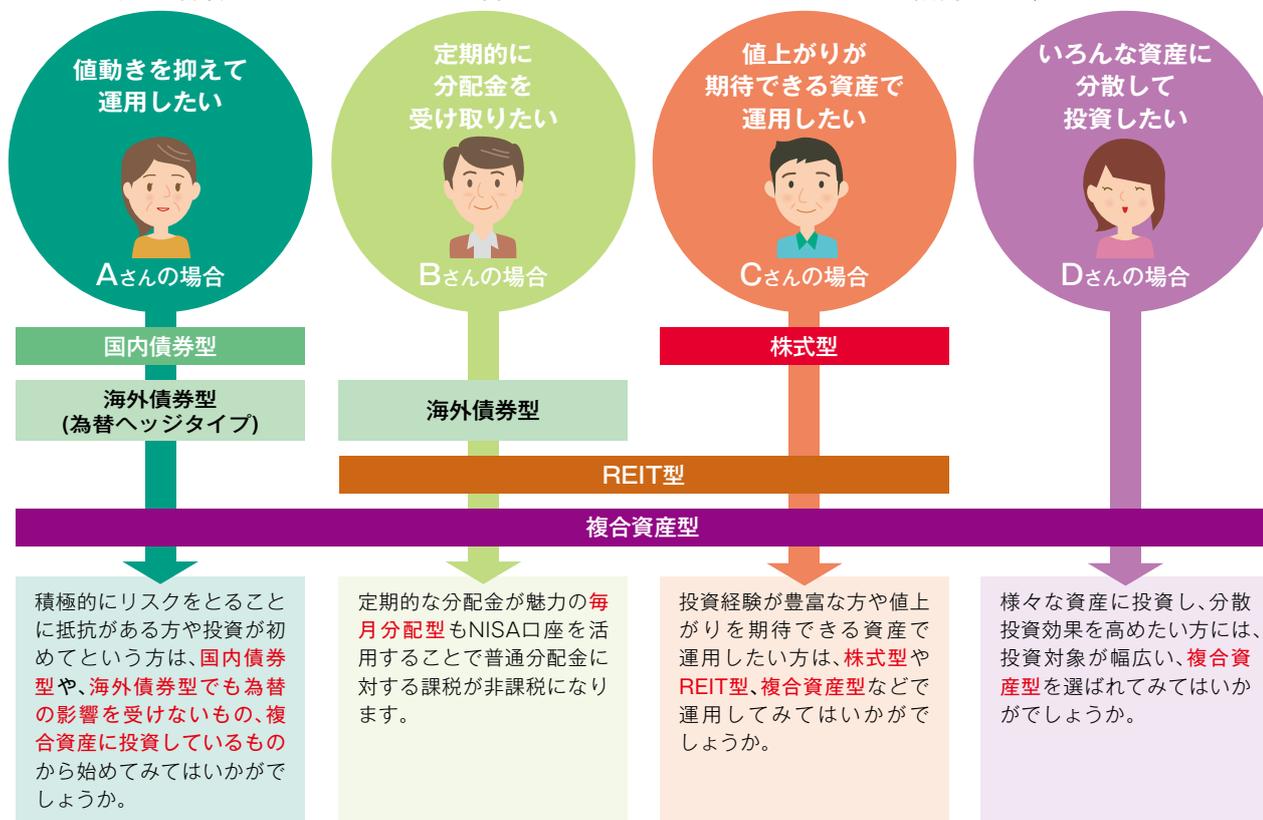
一般NISAでは、お客様の希望にあわせて、**いつでも売却**できます。



- ※上記は2017年の利用例です。
- ※売却した枠を再投資することはできません。

NISAを活用する

数多くある商品の中から、ご自身に合った商品を選ぶのは難しいものです。
NISA口座の特徴をふまえ、ニーズに合わせたファンドカテゴリーをご紹介します。



それぞれの非課税制度の違い

	一般NISA	つみたてNISA	iDeCo
対象商品	上場株式・公募株式投信等	一定の要件を備えた公募株式投信・ETF	運用管理機関が指定する投資信託・預貯金・保険など
年間投資上限額	120万円	40万円	加入によって上限が異なる 14.4万円～81.6万円
運用可能期間と非課税投資枠	5年間 最大600万円 (120万円×5年)	20年間 最大800万円 (40万円×20年間)	60歳まで 年間掛金×年数
払い出し(出金)	いつでも払い出し可能		原則60歳まで不可
非課税の対象	運用益に対して		運用益非課税 掛金が全額所得控除
投資可能期間	10年 2014年～2023年	20年 2018年～2037年	60歳まで
金融機関変更	各年ごとに変更可能		変更可能
対象者	20歳以上の日本在住者		原則20歳以上60歳未満

投資信託の各種手数料について

購入時

お申込手数料

商品および関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社に対して支払います。

保有期間中

信託報酬
(運用管理費用)

投資信託の運用・管理の対価として信託財産から差し引かれる費用のことです。販売会社、投信委託会社、信託銀行等の運営にかかわる会社に支払われます。ファンドごとに料率が定められ、日割り換算で計算されファンドの信託財産から毎日差し引かれます。

計算式

$$\text{純資産総額} \times \text{信託報酬率}(\%)$$

その他費用

保有期間中、信託報酬のほか、その他の費用として、ファンドに組み入れられている有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料や信託事務の諸費用などが信託財産から差し引かれます。

換金時

信託財産
留保額

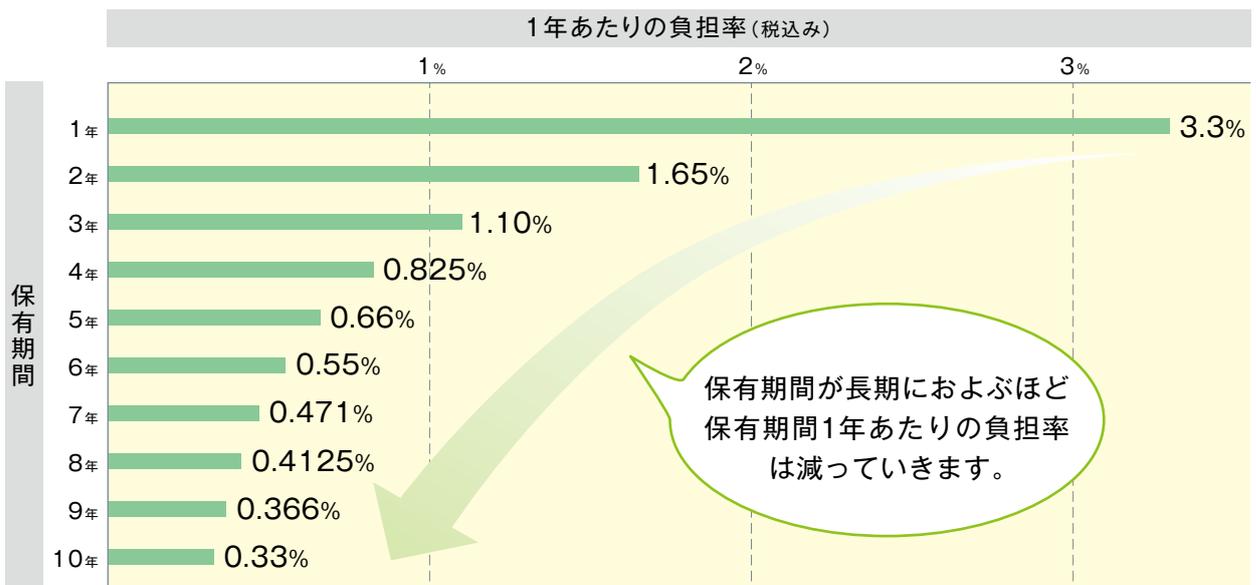
中途換金による有価証券売却などのコストを換金する投資家に負担してもらうもので、ファンドを解約の際、基準価額より信託財産留保額が差し引かれます。

※信託財産留保額は、一定の料率などで計算されます。ファンドによって、差し引かれるものと差し引かれないものがあります。

お申込手数料は保有期間が長期におよぶほど負担率が減っていきます

投資信託の購入時にはお申込手数料がかかります。お申込手数料は、購入された投資信託の保有期間が長期におよぶほど、保有期間1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料率が3.30% (税込み) のファンドの場合



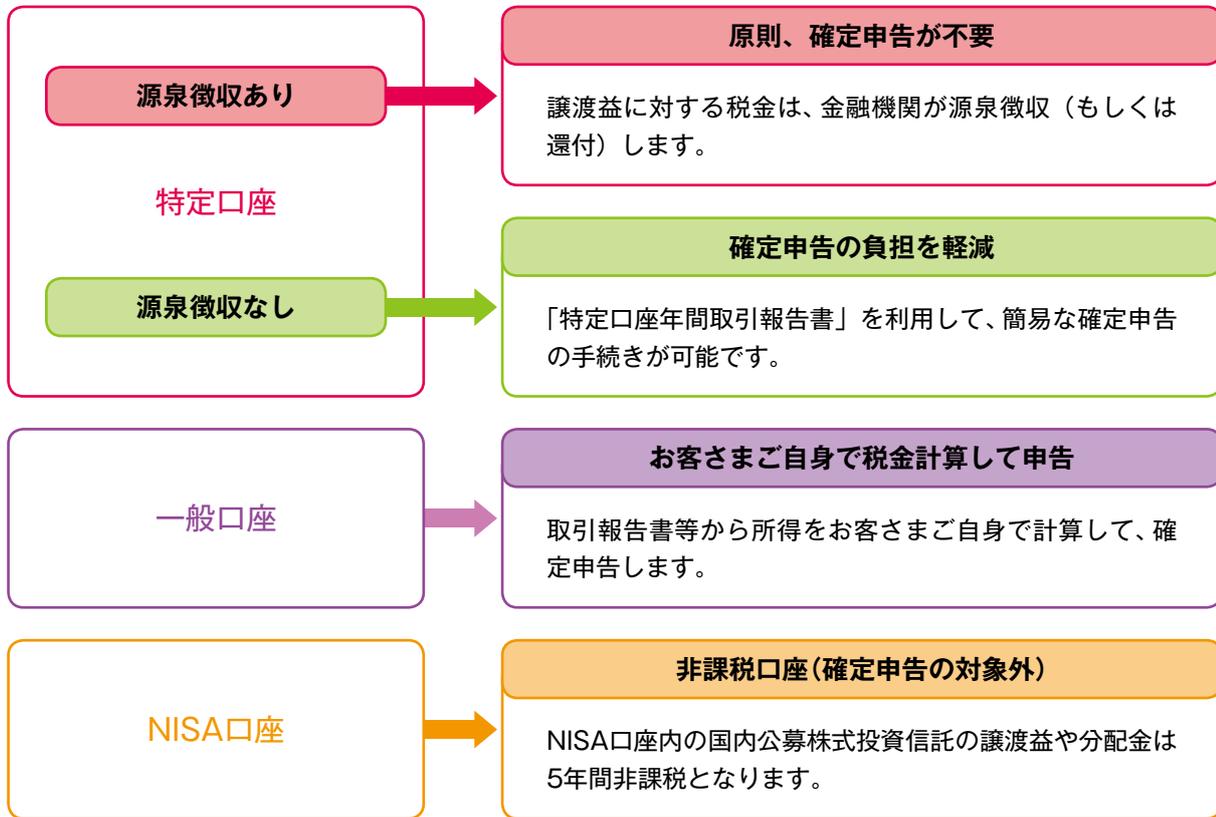
(注) 図のお申込手数料率や保有期間は例示です。

※ファンドによっては、お申込手数料がかからず、換金の際に換金手数料がかかる場合があります。その場合も、換金手数料は保有期間が長期におよぶほど、保有期間1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

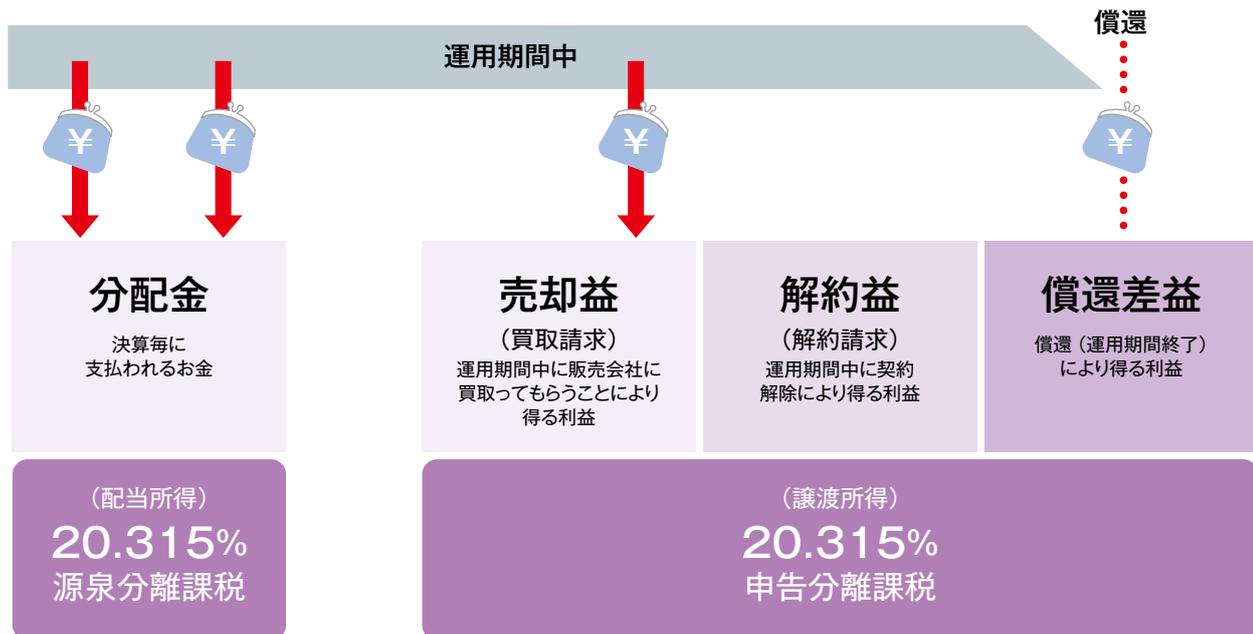
※お申し込みにあたっては、実際に購入されるファンドのお申込手数料や信託期間について目論見書や目論見書補完書面等でご確認ください。保有期間中には信託報酬、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から差し引かれます。また、一部のファンドには、換金時に換金手数料がかかるものや信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。詳しくは、各ファンドの目論見書等にてご確認ください。

お取引口座について

投資信託のお取引口座には、特定口座、一般口座、NISA口座の3種類があります。それぞれの特徴を理解し、お客さまに合った取引口座を選びましょう。



投資信託に係る税金について



※所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%。

預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対し、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額2.1%が追加的に課税されます。

毎月1万円から始められます

NISAでの資産形成に

こんな方にオススメ

- ▶ 将来のお金を資産形成としてコツコツ投資をしたい方
- ▶ 時間の分散により購入単価の平準化を図りたい方 等

投資信託自動積立サービスのポイント

POINT
1

コツコツと毎月一定額を自動的にご購入いただけます。

毎月一定額を預金口座から引き落とし、指定された銘柄の購入を自動的に行うサービスです。

ファンドの購入単位は毎月1万円以上1千円単位となります。

毎月の
購入額を
決めるPOINT
2

時間の分散により、購入単価の平準化やリスクを分散する効果が期待できます。

投資信託は値動きのある資産に投資しますので、投資信託の基準価額(値段)も変動します。長期にわたって、定期的と同じ金額で同一の銘柄を購入すること(ドル・コスト平均法)により、投資時期が分散され、購入単価の平準化やリスクを分散する効果が期待できます。

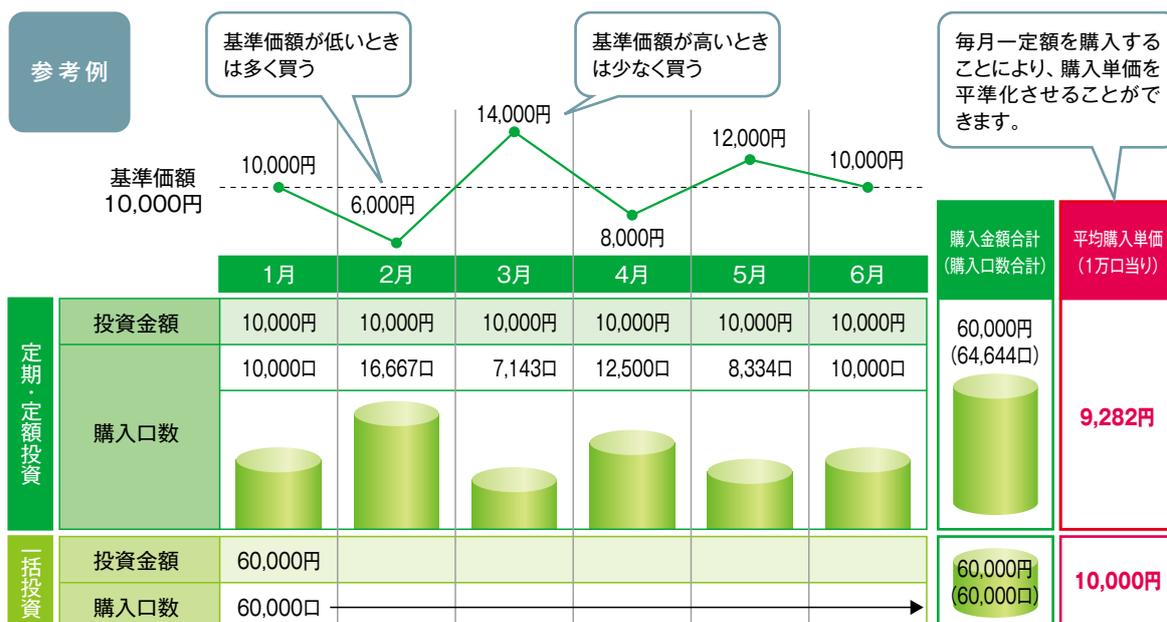
時間の分散
《ドル・コスト平均法》

ドル・コスト平均法とは？

価格の水準にかかわらず、定期的な一定の金額で購入する投資方法です。

価格が高いときは購入量(口数)が少なくなる一方、価格が低いときは購入量(口数)が多くなります。このため、高値での買い過ぎや、安値での買い損ねを回避して、購入単価を平準化することができます。

参考例



※ドル・コスト平均法は将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

※上記の例はあくまでも仮定であり、将来の結果を約束するものではありません。また、購入に関する手数料等は上記の計算に含まれておりません。

※投資タイミングによっては、ドル・コスト平均法の平均購入単価が高くなる場合もあります。

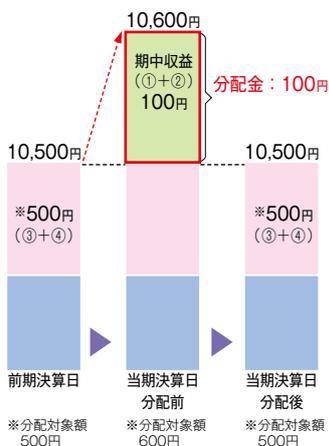
●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

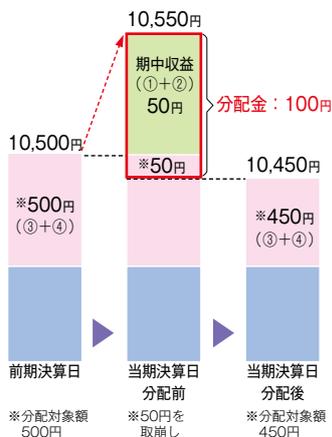
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA

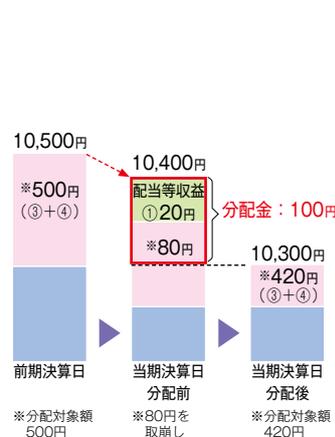


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

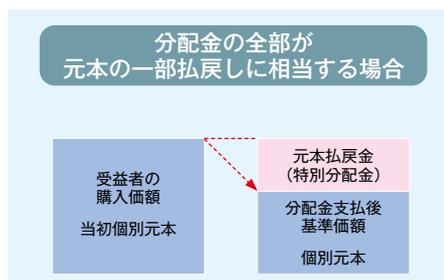
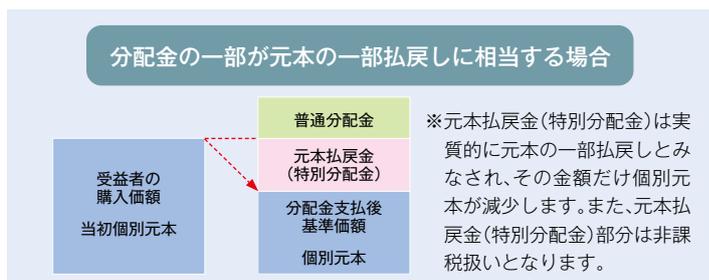
- ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

ケースA	: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

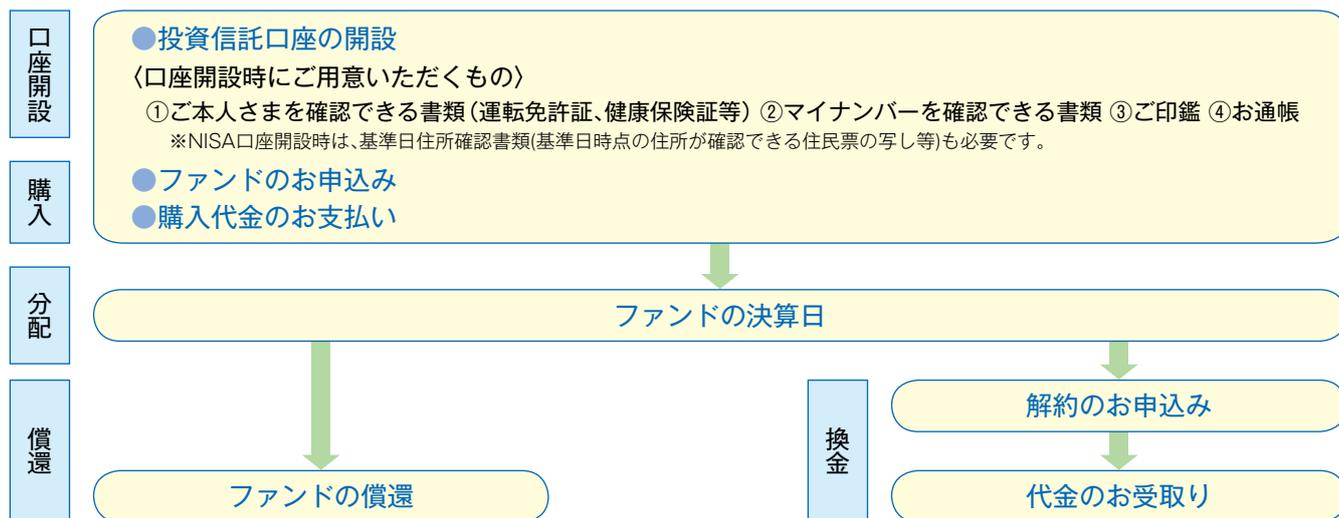
●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お取引の流れ ~ご購入からご換金・償還まで~



投資信託のご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入資産等の価格下落や組入資産等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託ご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

投資信託に関する手数料等の概要

- 投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に最大3.30%の購入時手数料(消費税込)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大実質年1.672%程度(消費税込)を運用管理費用(信託報酬)として信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込期間や保有期間によって異なるので、表示することができません。

少額投資非課税制度（一般NISA）のご留意事項

- 一般NISA口座は、満20歳以上の日本にお住まいの方等が開設できます。
- 同一の勘定設定期間において、一般NISA口座は一人一口座しか開設できません。（特定口座とは異なり、複数の金融機関に一般NISA口座の開設はできません。なお、お客さまが複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合は口座開設までに相当な時間を要する場合がありますなど、口座開設手続きが円滑に進まないおそれがあります。）また、異なる金融機関に一般NISA口座内の投資信託を移管することもできません。
- 当金庫で取り扱いできる対象商品は、当金庫が取り扱いをしています株式投資信託のみです。
- 一般NISA口座内での損失は税務上ないものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得および譲渡所得等との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 一般NISA口座では、年間120万円の非課税投資枠が設定されます。またNISA口座で保有している投資信託・上場株式等を一度売却すると、その非課税投資枠は再利用できません。
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 現在保有している投資信託を一般NISA口座へ移管することはできません。
- 投資信託において支払われる分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、一般NISA口座のメリットを享受できません。

つみたてNISAのご留意事項

- 「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。また、変更を行う場合は、原則として暦年単位となります。
- 累積投資契約（いわゆる投信自動積立）に基づく定期的かつ継続的な方法により対象商品を購入いただくことが必要となります。
- 「つみたてNISA」は「一般NISA」と異なり、ロールオーバーは行えません。
- 「つみたてNISA」に係る累積投資契約（いわゆる投信自動積立）により購入いただいた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- 「つみたてNISA」を選択された場合、基準経過日（つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）に、お名前・ご住所について確認をさせていただきます。